

令和7年度 ジャパンパビリオン出展支援補助金 募集要領

1 補助対象者

次に掲げる事項の全てを満たす必要があります。

- ① 海外販路開拓・拡大に向けて、日本貿易振興機構（ジェトロ）が設置するジャパンパビリオンへ出展予定（すでに採択されている）の食関連事業者
- ② 北海道内に本社または本店を有し、かつ札幌市、小樽市、函館市内のいずれかに営業所等の拠点を有する（上記のほか、札幌商工会議所または（一社）札幌物産協会会員である）中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する企業（個人事業主を含む。ただし、開業している者に限る。））であること。
- ③ みなし大企業に該当しないこと。みなし大企業とは、以下のものをいう。
 - ア 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人
 - イ 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人
- ④ 同一年度内に本補助金の交付を4回以上受けていないこと。
- ⑤ 補助事業と同一の事業活動について、他の助成制度（補助金、委託費等）による財政的支援を受けていないこと。
- ⑥ 札幌市税、小樽市税、函館市税を滞納していないこと。
- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は更生手続きを行っていないこと。
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人等として使用していないこと。
- ⑨ 当実行委員会が行うアンケート調査に回答いただけること。
- ⑩ その他、当実行委員会委員長が不適当と認める者でないこと。

2 補助上限額・補助率

最大 45 万円

- ・ 出品料：上限 20 万円（補助率：2 分の 1）
- ・ マーケティング費・備品代：上限 15 万円（補助率：定額）
- ・ 渡航費：上限 10 万円（補助率：定額）

※公租公課（消費税及び地方消費税等）は補助対象外

※1,000 円未満切捨

3 補助事業の実施期間

令和8年2月27日（金）までに完了する事業が補助対象となります。

※予算が無くなり次第、受付を終了します。

4 申請期限

令和8年1月30日（金）必着

※予算が無くなり次第、受付を終了します。

5 補助対象事業・対象経費

(1) 補助対象事業

日本貿易振興機構（ジェトロ）が設置するジャパンパビリオンへの出展

(2) 対象経費及び補助上限

補助対象経費		上限
出品料	日本貿易振興機構（ジェトロ）が定める出品料（中小企業等料金）のうち2分の1	20 万円
マーケティング費・備品代	マーケティング活動に要する経費、出展に必要なレンタル備品代 ※マーケティング活動に要する経費：通訳、外国語版の資料や HP 制作等にかかる費用	15 万円
渡航費	「1 名分」の以下の経費 ・航空運賃（最短経路かつエコノミークラス以下に限る） ・宿泊費（出展のために必要と認められる期間に限る）	10 万円

※対象外となる経費例

- * 標準のカタログにない特注の備品や必要と認められないレンタル備品代
- * 当実行委員会及び札幌市が別途実施・参画する事業に係る経費
- * 交付決定前に支払い済みの経費 等

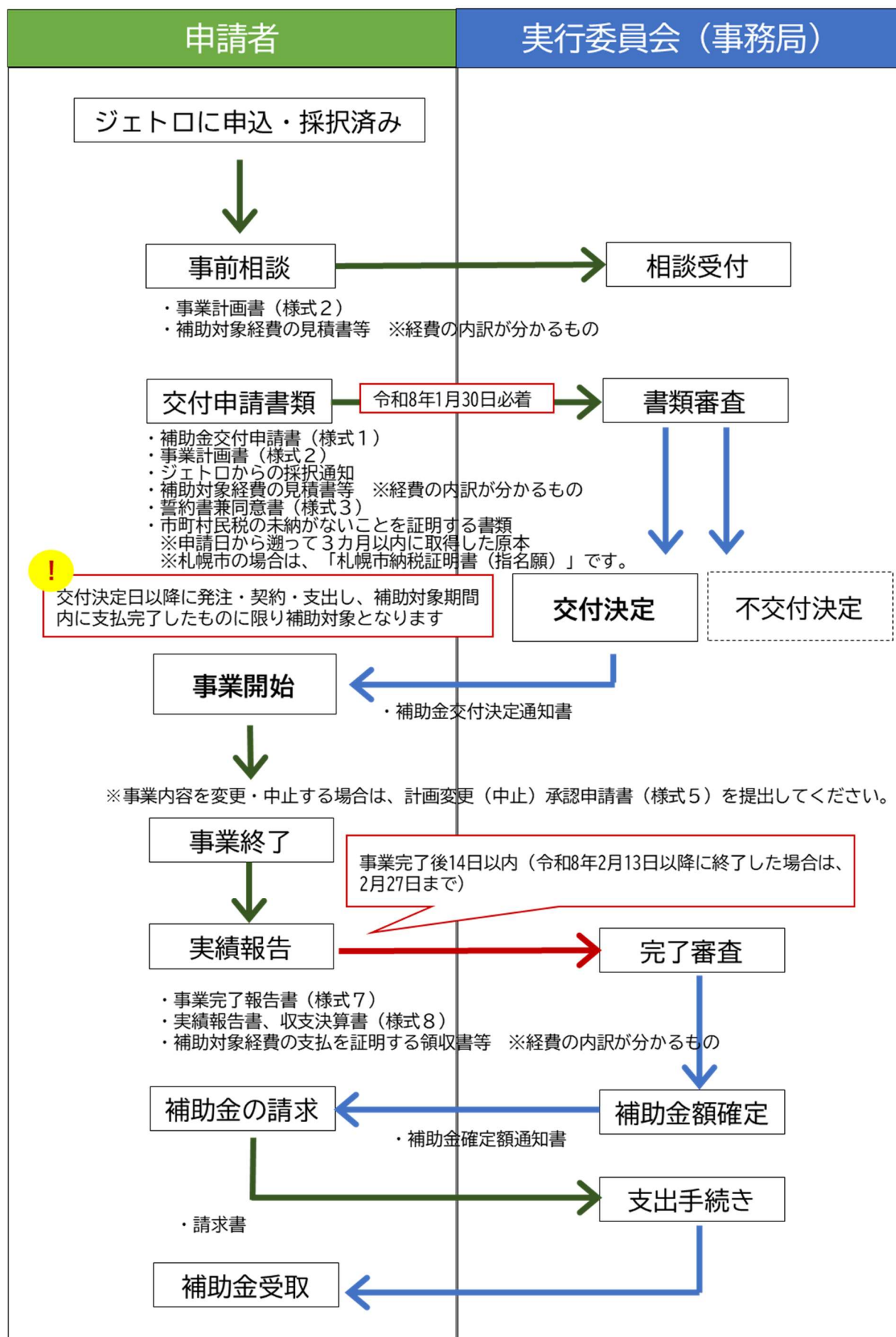
6 審査基準

補助金交付申請書の内容を審査し、海外販路開拓・拡大に資すると認められる場合に限り、交付を決定します。

7 提出書類・補助金交付の流れ

各様式は、下記 URL（札幌市ホームページ）からダウンロードしてください。

URL : <https://www.city.sapporo.jp/keizai/tradeinfo/food/subsidy.html>



8 注意事項

- (1) 本事業は、ジャパンパビリオン出展支援補助金交付要綱に準じて実施されるため、要綱の内容も必ずご確認ください。本案内に記載のない事柄がある場合は、要綱の内容が適用されます。
- (2) 交付決定した事業については、その決定内容（申請者名、事業目的及び内容、補助対象経費等）につき、円滑な事業実施の観点から、札幌食と観光国際実行委員会内で情報を共有させていただきますので、あらかじめご了承ください。
- (3) また、本補助金により実施した事業について、当会が開催するセミナーでの事例発表や成果事例として市公式ホームページへの掲載などをお願いする場合がございますので、可能な限りご協力をお願いいたします。

9 提出先・問合せ先

札幌食と観光国際実行委員会事務局

（札幌市経済観光局産業振興部産業振興課食産業振興担当係）

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

TEL：011-211-2392（直通）

E-mail：food@city.sapporo.jp

※4MBの容量を超えるメールを受信することができないため、4MBを超える場合は、添付ファイルを分割する又はファイル転送サービス等を活用してお送りください。